

寒川町訓令第1号

庁 中 一 般

出先機関一般

令和4年度組織の見直しに伴う関係規程の整理に関する訓令を次のとおり定める。

令和5年1月17日

寒川町長 木 村 俊 雄

令和4年度組織の見直しに伴う関係規程の整理に関する訓令

(寒川町審議会等の公募委員選考委員会規程の一部改正)

第1条 寒川町審議会等の公募委員選考委員会規程(平成19年寒川町訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、拠点づくり部長」を削る。

(寒川町職員の事務改善の提案に関する規程の一部改正)

第2条 寒川町職員の事務改善の提案に関する規程(昭和53年寒川町訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「、拠点づくり部長」を削る。

(寒川町事務決裁規程の一部改正)

第3条 寒川町職員事務決裁規程(昭和53年寒川町訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2企画部の表企画政策課の部情報施策の項及びコンピュータの項を削り、同表広報戦略課の部の次に次のように加える。

デジタル 推進課	情報施策			情報施策 の企画、 調整		
	コンピ ュー ター				1 コン ピ ュー ターの調 査研究 2 コン ピ ュー	

					タによ る事務 処理	
--	--	--	--	--	------------------	--

別表第2学び育成部の表子育て支援課の部保育の項を削り、同表子育て支援課の部の次に次のように加える。

保育幼稚 園課				徴収基準 額表の決 定	1 保育 園児入 退園の 申請の 処理 2 保育 料の決 定及び 更正	
------------	--	--	--	-------------------	---	--

別表第2都市建設部の表都市計画課の部の次に次のように加える。

倉見拠点 づくり課	ツインシ ティ倉見 地区整備	ツインシ ティ倉見 地区の整 備計画及 び決定			1 ツイン シティ 倉見地 区の整 備事業 の調査 2 関係機 関との 連絡調	
--------------	----------------------	-------------------------------------	--	--	---	--

					整	
都市整備課	田端西地区の整備	田端西地区の整備計画の策定及び決定			1 田端西地区の整備事業の調査 2 関係機関との連絡調整	
	寒川駅北口地区土地地区画整理	寒川駅北口地区土地地区画整理事業の計画及び決定			1 寒川駅北口地区土地地区画整理事業の調査 2 関係機関との連絡調整	

別表第2拠点づくり部の表を削る。

(寒川町職員被服貸与規程の一部改正)

第4条 寒川町職員被服貸与規程(昭和44年寒川町訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表企画政策の項中「ICT推進」を削り、同表広報戦略の項の次に次のように加え

る。

デジタル 推進	DX推進	事務	事務服	1	4
------------	------	----	-----	---	---

別表中

「

子育て支 援	子ども家 庭 のびのび すくすく	事務	事務服	1	4
			事務服	1	4
	保育	事務	防寒服	1	8

」を

「

子育て支 援	子ども家 庭 のびのび すくすく	事務	事務服	1	4
			事務服	1	4
保育幼稚 園	保育幼稚 園	事務	事務服	1	4
			防寒服	1	8

」に

改める。

別表さむかわ庭球場の項を削る。

別表都市計画の項の次に次のように加える。

倉見拠点	倉見拠点づ	事務	事務服	1	4
------	-------	----	-----	---	---

づくり	くり		作業服(上 下)	1	4
			防寒服	1	8
			長ぐつ	1	3
		技術	事務服	1	8
			作業服(上 下)	1	1
			防寒服	1	4
			長ぐつ	1	2
			安全ぐつ	1	4
			安全帽	1	4
			帽子	1	1
			雨衣	1	2
都市整備	市街地整備	事務	事務服	1	4
			作業服(上 下)	1	4
			防寒服	1	8
			長ぐつ	1	3
		技術	事務服	1	8
			作業服(上 下)	1	1
			防寒服	1	4
			長ぐつ	1	2
			安全ぐつ	1	4

			安全帽	1	4
			帽子	1	1
			雨衣	1	2

別表倉見拠点づくりの項、田端拠点づくりの項及び寒川駅周辺整備事務所の項を削る。

(寒川町建設工事入札業者指名選考委員会規程の一部改正)

第5条 寒川町建設工事入札業者指名選考委員会規程(昭和55年寒川町訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、拠点づくり部長」を削る。

(寒川町不動産評価委員会規程の一部改正)

第6条 寒川町不動産評価委員会規程(昭和61年寒川町訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、拠点づくり部長」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。